



報道機関 各位

記者発表資料

令和元年 6月18日(火)

問い合わせ先：都市公園課

課長：下村

担当：川名、矢島

電話：829-1420

内線：3373

都市公園における遊具の一部使用中止について

1 経緯

- ・「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(国土交通省)及び「遊具の安全に関する規準」((一社)日本公園施設業協会)に基づき実施した遊具点検にて、ハザードレベル3の遊具の存在を確認しました。
- ・平成31年4月1日付で、国土交通省 都市局 公園緑地・景観課長より「都市公園における安全確保について」が各都道府県及び指定都市 都市公園管理課担当部局長あてに通知され、使用不可と判定された遊具について適切な措置を迅速に講じること等が示されました。
- ・このため、以下の方針で対応するものです。

2. 対応方針

- ・ハザードレベル3の遊具(776基、市内全遊具の約20%)については、6月下旬より、順次使用中止の措置を講じます。
- ・使用中止後、修繕可能な遊具は順次修繕を行います。
- ・修繕不可能な遊具については撤去を先行して行い、対象遊具の撤去完了後は更新するなど含め対応を考えています。

【参考】

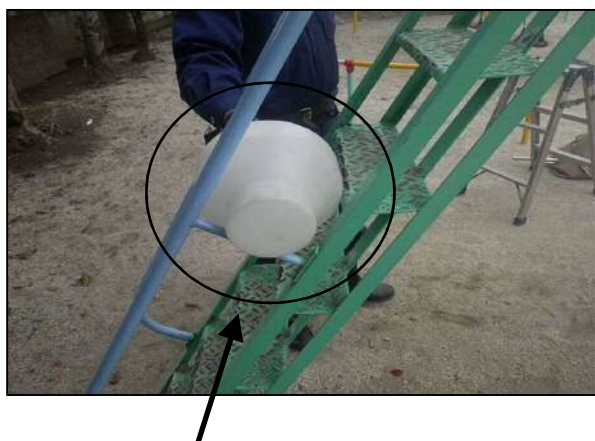
- ・ハザードとは
⇒子供の遊びに内在する危険性のうち、遊びの価値とは関係ないところで事故を発生させる恐れのある危険性、あるいは子供が予測できず、どのように対処すればよいかの判断が不可能な危険性。
例：高低差、隙間、突起、設置面の凹凸、基礎部分の不適切な露出など。
- ・ハザードレベル3とは
⇒遊具の点検結果によって判定されたハザードのレベルのうち、最も重い、生命にかかわる危険があるか、重度の障害あるいは恒久的な障害をもたらすハザードがある状態
- ・遊具の使用不可の判断について
⇒ハザードレベル3の遊具については、「公園施設の定期点検に関する規準」((一社)日本公園施設業協会)により使用不可とされている。

・ハザードレベル3の遊具の対象箇所例
(写真は遊具点検時の写真)

例① : 基礎等の露出によるハザードが想定される遊具 (鉄棒)



例② : 頭部・胴体への体への挟み込みによるハザードが
想定される遊具 (滑り台)



児童の頭部や胴体を通り抜けるか判定する点検器具

例③ : 固い設置面であることによるハザードが想定される遊具

